

令和7年8月19日

バルサアカデミー葛飾校に関する第三者調査委員による調査について

総務課

1 概要

令和7年第1回区議会定例会における決議を受けて、総務部を中心に調査を行い、6月6日に開催された区議会議員協議会において報告を行った。

同協議会における協議を踏まえ、本区として第三者調査委員による調査を行うことを決定したため、その調査の方向性、進捗について報告するもの

2 経過

- (1) 6月6日に開催された区議会議員協議会において報告した調査事項は、以下の4点である。

ア バルサアカデミー葛飾校実施に至る経緯

イ 一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「キッズ未来」という）の運営について

ウ キッズ未来から株式会社Amazing Sports Lab Japan（以下「アメージング社」という）への事業譲渡と両者間の関係について

エ 第二管理棟（トレーラーハウス）の賃貸借契約等について

- (2) 同協議会における協議を踏まえ、6月9日、本区として第三者調査委員による調査を行うことを決定した。

- (3) 公平中立性を担保するために、弁護士会に第三者調査委員の推薦を依頼することとした。東京三弁護士会では、地方公共団体の第三者委員については、三弁護士会宛てにそれぞれ推薦依頼状を送付する方法で委員の推薦を行うとのことであった。

- (4) 推薦人員、業務内容、委託料等について検討を行った上で、6月20日付けで、東京三弁護士会宛てにそれぞれ推薦依頼状（別紙のとおり）を発送した。

- (5) 推薦依頼状の回答期限は、「本依頼文の到達からおおむね1か月」とした。これは、弁護士会から「回答期限については、会内手続の関係上、期限までひと月以上の余裕をもってご依頼を頂戴できれば幸甚です」との案内を受けたからである。
- (6) 7月31日付けで第二東京弁護士会から3名の弁護士の推薦に係る通知があった。
- (7) 8月1日に推薦者3名のうちの2名に、同月4日に残りの1名に対し、委託業務内容のご説明等を行い、同月下旬までに受託していただけるか否かの回答をいただくこととなった。

3 日弁連ガイドライン等について

- (1) 日弁連では、2010年に「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）、2021年に「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」（以下「指針」という）を公表している。前者は、会社等を含む各組織に共通する一般的な内容である。後者は、地方自治体の第三者委員調査に特化した内容となっている。
- (2) 指針には、第三者調査について、①地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の附属機関として第三者調査委員会を設置する場合、②地方公共団体外部の弁護士等に対し対象事案の調査を委託する場合の二種を挙げている。

本件調査においては、迅速性を確保する観点から、②（委託方式）を採用する。
- (3) 第三者調査委員にて報告書を作成して、区長に提出する。ガイドラインには、「第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等に関示しない」と記載されている。また、指針には、「報告書案の作成等を含めて事務局が報告書の内容に実質上の関与をするものであってはならない」「（第三者委員は）報告書の作成に先立ち、又は作成中において、設置者（区）との間で報告書の実質上の内容に関して協議してはならない」と記載されている。
- (4) 報告書の公表については、「第三者調査委員会は、必要と認めるときは、調査にあたって報告書を提出すべき者と定められた者と協議したうえで、自ら調査の結果を公表することができる」との記載はあるが（指針）、議会への報告についてはガイドライン、指針については何ら記載はないので、この点については第三

者委員と事前に協議する。

4 予算措置

推薦委員への委託料（見込額） 6,750千円

※令和7年度予算の予備費により対応する予定

5 今後の予定

令和7年8月 調査委託契約締結

9月～10月 調査の進捗状況を区議会へ報告（第三者調査委員との協議）

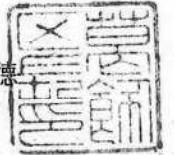
令和8年3月 調査報告書完成

(写)

7 葛総総第 452 号
令和 7 年 6 月 20 日

東京弁護士会 会長 様
第一東京弁護士会 会長 様
第二東京弁護士会 会長 様

葛飾区長 青木 克徳



第三者調査委員の推薦について（依頼）

向夏の候、貴会におかれましては益々ご活躍のことと拝察申し上げます。
さて、本区では第三者調査委員による調査を行うことを決定した事案があります。
つきましては、第三者調査委員を貴会より下記のとおりご推薦くださいますよう、よろしく
お願い申し上げます。

記

- 1 推薦人員 3名
- 2 開始日及び終了日 契約締結日から3か月を希望しますが、その期間で推薦できる方がいない等の理由がある場合は、令和7年度末までを希望します。
- 3 業務内容

（経緯） 本年3月27日に区議会において別添決議がなされました。区総務部において内部調査を行い（関係者のヒアリングは未了）、論点整理を行って、中間的な調査報告書を作成しています。その後、区議会から第三者調査委員による調査を要請する意見があり、当該調査を行うことを決定いたしました。

（業務内容） 書面での資料（現時点で約1700頁）をお読みいただいた上で、関係者のヒアリングを行い、調査報告書を作成していただくこととなります。
- 4 開催頻度 調査報告書を作成し、区長に提出していただくことが目的ですので、委員会の開催頻度については希望はありません。
- 5 委託料 1人当たり2,250,000円
ただし、委託料には経費及び消費税を含みます。
- 6 回答期限 本依頼文の到達からおおむね1か月
- 7 添付資料 決議文
- 8 提出先 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区総務部総務課法規担当係
電話 5654-8145(直通) 担当 小林、小沼、金子

議員提出議案第10号

バルサアカデミー葛飾校運営法人へのグラウンド優先利用に反対する決議

上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

提出者	12番	齊藤大介	19番	小林ひとし
	20番	かわごえ誠一	22番	筒井たかひさ
	23番	梅沢とよかず	24番	高木信明
	28番	細木まこと	31番	中村しんご
	32番	清水こういち	33番	小山たつや
	38番	米山真吾		

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

バルサアカデミー葛飾校運営法人へのグラウンド優先利用に反対する決議

葛飾区議会は、区のスポーツ振興と健全な社会の実現を目指し、常に透明性と公正を重んじて活動してきたところである。しかしながら、現在、不透明な交際費の支出、区に何ら相談もなく行われた事業譲渡契約など、不透明な経営が行われていたバルサアカデミー葛飾校旧運営法人である一般財団法人キッズチャレンジ未来の全容解明がなされないまま、新たな運営法人に対しグラウンドの優先利用が認められようとしている。

区民が安心してスポーツを楽しむためには、信頼できる団体との連携が不可欠であり、これまでの事業運営について何ら解明がないままグラウンドを優先利用させることは、区のスポーツ環境を悪化させ、健全な競技活動を阻害するおそれがある。

したがって、葛飾区議会は、今後も地域のスポーツ振興において、透明性と公正を重視した取組を推進していくことを求め、区が新たな運営法人に対し一般財団法人キッズチャレンジ未来が介在した状況で、グラウンドを優先利用させることに断固反対する。また、全容解明すべく、区長を先頭に調査することを強く求める。

以上、決議する。